

(証券コード 5881)
2025年6月11日
電子提供措置の開始日 2025年6月4日

株 主 各 位

京都府亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目12番1号
株式会社サンフェステ
代表取締役
社長 九里 亨

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第30回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sunfeste.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択し、ご確認ください。）

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記ウェブサイトにアクセスして頂き、「銘柄名（会社名）」に「サンフェステ」又は「コード」に当社証券番号「5881」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年 6月 26日（木曜日）午前11時
2. 場 所 京都府亀岡市大井町南金岐尾垣内 9番地
株式会社三煌産業 3階会議室
3. 目的事項
報告事項

第30期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第30期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 上場廃止の件
第5号議案 資本金の額の減少（減資）の件
第6号議案 定款一部変更の件

各議案の概要是、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

4. その他招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の委任状において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事 業 報 告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、世界的なインフレや金利上昇、為替変動、労働環境の改善、持続的な資源・エネルギー価格の上昇及び長期化する地政学リスクの顕在化など、当社事業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明のまま推移しています。

こうした状況の下、当社では小売事業及び飲食事業において、地域の人々の生活に密着した店舗の営業を続けて参りました。

その結果、小売事業においては特に業務スーパー事業で、消費者の根強い節約志向を背景として、その価格競争力が客数及び客単価の増加につながったことで、売上を伸ばしているものの、慎重な個人消費、業種・業態の垣根を越えた競争の激化、人件費や各種コストの上昇等、企業運営を取り巻く環境は予断を許さない状況です。

小売事業の売上高は、14,222百万円(前期比9.6%増)となりました。

また、その他の事業の売上高は394百万円(前期比9.7%増)となりました。

当事業年度での新規出店は、6月に業務スーパー六地蔵店、3月に業務スーパー近江八日市店をオープンしております。また7月9日には主に百貨店などでサラダを中心とする惣菜を販売しているミヤコフーズ株式会社の全株式を取得し、同社及びその子会社であるミヤコフードプロダクト株式会社(10月1日付でミヤコフーズ株式会社と合併し消滅)を子会社化しました。当社の既存事業の更なる発展の一翼を担うため、今後子会社とのコラボレーションを進めてまいります。

これらの結果、当事業年度の売上高は14,616百万円(前期比9.6%増)、営業利益は92百万円(前期比41.0%減)、経常利益は75百万円(前期比45.9%減)、当期純利益が4百万円(前期比95.3%減)となりました。

また、当社における報告セグメントは、小売事業のみであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は392百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

業務スーパー事業	六地蔵店	店舗設備の新設
業務スーパー事業	近江八日市店	店舗設備の新設

(3) 資金調達の状況

当事業年度において金融機関からの借入れにより708百万円の資金調達を行いました。主な使途は、業務スーパー六地蔵店と近江八日市店、コメダ珈琲店JR弁天町駅店の開店資金及び、ミヤコフーズ株式会社の全株式を取得であります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第27期 (2022年3月期)	第28期 (2023年3月期)	第29期 (2024年3月期)	第30期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	10,375,815	11,868,003	13,339,698	14,616,575
経常利益(千円)	125,795	117,779	140,369	75,951
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△39,791	77,075	85,197	4,034
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△246.17	350.34	387.26	18.34
総資産(千円)	2,596,330	2,688,070	3,332,237	4,128,359
純資産(千円)	155,516	233,452	314,315	313,294
1株当たり純資産額(円)	706.89	1,061.15	1,428.71	1,424.06

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名称	出資比率	主な事業内容
ミヤコフーズ株式会社	100%	惣菜製造販売業

(6) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、その変化に対応していく能力が、今後更に問われてきます。中長期的な経営戦略の実現を果たすため、当社として以下の課題を明確にして取り組んでまいります。

①人材の確保

当社は新規出店や労働管理の充実のため新入社員及び中途採用を積極的に進めてまいりました。そのためスタッフの育成が必要であり、近年「資格取得奨励金・資格手当支給制度規程」を制定し、新入社員から管理者にいたるまでの人才培养の強化を図っていく所存であります。また、非正規雇用から正規雇用である正社員への登用も引き続き強化してまいります。

②収益基盤の確保

2023年10月以降に4店舗の業務スーパーを出店して参りましたが、現在のところ売上と収益性の両面で苦戦を強いられています。関東圏からの競合他社の出店などによる小売スーパーの飽和状況によるところも影響があるとは思いますが、採算ベースまでは今暫く時間が必要かと思っています。また、業務スーパーにおいては開店から20年を過ぎる店舗が増えてきております。老朽化も目立ちつつあるため、今後はリロケーションやリニューアルなどを視野に入れ、今ある資源の横展開の拡大にも力を注いで収益の改善に努めてまいります。

更に、飲食事業も大きな転換期を迎えております。当社では「業務スーパー」「コメダ」「かつや」という異なる3つのフランチャイズチェーンに加盟しております。また昨年の7月にはミヤコフーズを子会社化しました。

各フランチャイズのノウハウと他企業の強みを積極的に取り入れて、人才培养、接客サービス、商品開発、衛生管理など、業種や業態の違いによる店舗運営ノウハウの蓄積を重ねております。これらを踏まえ、今後も時代を先取りした飲食事業の研究を続けて参ります、

③ガバナンス体制の強化

当社は業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが重要であると考えております。また企業の社会的責任を積極的かつ十分に適時に果たすためには、コンプライアンス体制の更なる充実・強化が重要であると認識しております。法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会に加えて役員ミーティングや経営会議を定期開催とし、組織の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組みます。

④株式会社神戸物産との関係維持

当社の売上の大半は株式会社神戸物産が展開する業務スーパーのフランチャイズ事業によって構成されています。そのため、フランチャイザーである株式会社神戸物産との関係を維持継続することは非常に重要であると考えております。昨年開店した六地蔵店は、神戸物産とタッグを組み、新たな取組みの狭小店舗の運営に着手し、良好な関係を維持しております。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

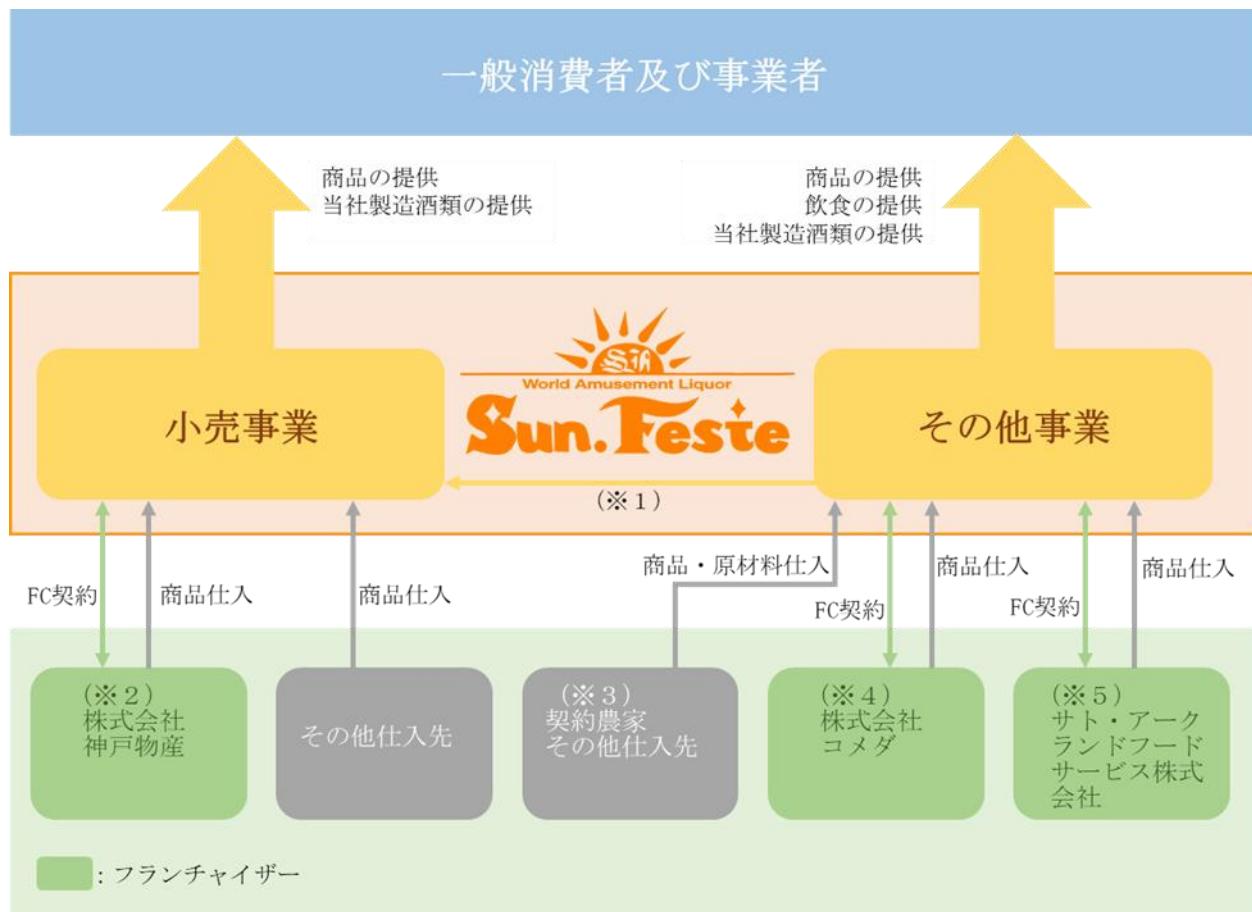
当社は小売事業の業務スーパー事業として業務スーパー22店舗、酒類小売販売事業として酒小売店3店舗を展開しております、その他の事業として酒類卸売事業と酒類製造事業と飲食事業を展開しております。当社の事業に係わる位置付けは、次のとおりであります。

小売事業・・・・当社の小売事業は、業務スーパーを運営する業務スーパー事業と酒類小売販売を行う酒類事業で構成されており、それぞれの店舗の営業エリアは京都府を中心として、滋賀県、大阪府にも展開しております。

その他の事業・・・その他の事業としては、京都府亀岡市の特産品である紫芋を使用したオリジナル焼酎を製造する酒類製造事業を手掛けており、そのオリジナル焼酎を全国の百貨店・スーパー・専門店などへ販売する酒類卸売事業も展開しております。また、飲食事業として、喫茶店の「コメダ珈琲店」、とんかつ・カツ丼の「かつや」及びイタリアンレストラン「Azalea」を営業しています。

事業名	事業分野	事業内容	営業地域	備考
小売事業	業務スーパー事業	家庭用・業務用の幅広い商品を扱う「業務スーパー」「駒走菜」の展開	京都府 大阪府 滋賀県	株式会社神戸物産のフランチャイジー
	酒類小売販売事業	一般のお客様及び料飲店への酒類の販売を行う「サンフェステ」の展開	京都府	酒販店である「サンフェステ」及び料飲店への販売を行う「外販部」とで構成
その他の事業	酒類卸売事業	「古都の煌」「ときはいま」などのオリジナル紫芋焼酎並びにナショナルブランド酒類の百貨店・スーパー・専門店などへの酒類の卸売販売	全国	
	酒類製造事業	「古都の煌」「ときはいま」などのオリジナル紫芋焼酎等酒類の製造販売	全国	
	飲食事業	喫茶店の「コメダ珈琲店」の展開	京都府	株式会社コメダのフランチャイジー
		とんかつ専門店の「かつや」の展開	滋賀県	サト・アークランドフードサービス株式会社のフランチャイジー
	イタリアンレストラン A z a l e a		京都府	自社ブランド

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。



(※1) 酒類製造事業で製造した酒類の一部を小売事業を介して一般消費者及び事業者に提供しております。

(※2) 株式会社神戸物産

兵庫県加古川市に本社を置く企業。主に業務用食品の販売を手がけるフランチャイズチェーン(F C)方式のチエーンストアです。

(※3) 契約農家は酒類製造事業の原材料の仕入れ先です。

(※4) 株式会社コメダ

愛知県名古屋市に本社を置く、喫茶店チェーン・珈琲所コメダ珈琲店などを展開している日本の企業です。

(※5) サト・アークランドフードサービス株式会社

大阪府大阪市中央区に本社を置く、とんかつチェーン「かつや」などを展開している日本の企業です。

(8) 主要な営業所及び蒸留所（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地	
本 社	京都府亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目12番1号	
サンフェステ	本店；京都府亀岡市 千代川店；京都府亀岡市 舞鶴店：京都府舞鶴市	
業務スーパー	京都府	亀岡店：亀岡市、太秦店：京都市右京区、篠店：亀岡市、桂店：京都市西京区、北山店：京都市北区、長岡京店：長岡京市、吉祥院店：京都市南区、西陣店：京都市上京区、北白川店：京都市左京区、淀店：京都市伏見区、木津川店：木津川市六地蔵店：宇治市
	滋賀県	栗東店：栗東市、南彦根店：彦根市、長浜店：長浜市、大津神領店：大津市、近江八日市店：東近江市
	大阪府	西淀川店：大阪市西淀川区、和泉のぞみ野店：和泉市、出来島駅前店：大阪市西淀川区、住之江店：大阪市住之江区、堺山本町店：堺市堺区
珈琲所 コメダ珈琲店	亀岡千代川店：京都府亀岡市、京都洛西店：京都市西京区	
かつや	大津瀬田店：滋賀県大津市	
イタリアンレストラン Azalea	Azalea：京都府亀岡市	
蒸留所	亀岡蒸留所：京都府亀岡市	

(9) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

事 業 区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減
小 売 事 業	115 (232) 名	14名増 (22名増)
そ の 他 の 事 業	15 (28)	2名増 (1名増)
全 社 (共 通)	12 (1)	2名増 (-)
合 計	142 (261)	18名増 (23名増)

(注) 使用人数欄の（外書）は、臨時従業員の期中平均雇用人数（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
京都北都信用金庫	465,838(千円)
株式会社滋賀銀行	428,500
株式会社京都銀行	328,500
京都中央信用金庫	320,828
株式会社みずほ銀行	228,543
京都信用金庫	177,500
株式会社商工組合中央金庫	150,000
株式会社三井住友銀行	68,865

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 260,000株
(2) 発行済株式の総数 220,000株
(3) 株 主 数 66名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡邊 裕昭	137,100 株	62.32 %
渡邊 裕文	11,000	5.00
谷 龍一郎	9,300	4.23
九里 亨	7,600	3.45
岡野 圭子	7,000	3.18
石橋 覚	6,000	2.73
渡邊 丈洋	3,600	1.64
渡邊 恵也	3,600	1.64
竹内 理	3,500	1.59
渡邊 久美恵	3,400	1.55
藤本 純子	3,400	1.55

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	九里 亨	
専務取締役	大西 正浩	管理部門管掌
常務取締役	石橋 覚	酒類事業部長、業務スーパー事業部管掌
取締役	谷 龍一郎	ミヤコフーズ株式会社代表取締役
取締役	石原 督司	飲食事業部長
取締役	堀田 豊和	
監査役	岡野 圭子	
監査役	長谷川 賢嗣	
監査役	中川 正茂	中川公認会計士事務所代表 株式会社十字屋社外監査役

- (注) 1. 2024年6月27日開催の定時株主総会において堀田豊和氏は社外取締役として選任されております。
 2. 監査役の長谷川賢嗣氏と中川正茂氏は社外監査役であります。
 3. 監査役中川正茂氏は公認会計士と税理士の資格を持ち、豊富な企業監査の経験を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 保証契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基 本 報 酉	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	39,760千円 (900)	39,760千円 (900)	— 千円 (—)	— 千円 (—)	6名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	6,000 (3,000)	6,000 (3,000)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	45,760 (3,900)	45,760 (3,900)	— (—)	— (—)	9 (3)

- (注) 1. 役員の報酬については、2020年6月17日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200,000千円、監査役の報酬限度額を年額20,000千円とすると決議されております。なお、上記決議時に於いて、取締役は6名、監査役は1名の員数がありました。
 2. 取締役の個人別の報酬については、2024年6月27日開催の臨時取締役会において、決議されております。なお、当社においては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

社外監査役である中川正茂氏は、中川公認会計士事務所の代表であり、株式会社十字屋の社外監査役でもあります。なお、当社と同事務所並びに同社の間に取引関係はありません。

イ. 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	堀田 豊和	当事業年度の取締役会およびその他重要会議すべてに出席いたしました。長年に渡り、金融機関の分野や、その後に一般企業でのバックオフィスの経験から、内部統制の改善に力を入れました。また他の経営陣との独立性、客観的かつ中立的な立場で、適切な助言及び経営を行いました。
監査役	長谷川 賢嗣	当事業年度の取締役会およびその他重要会議すべてに出席いたしました。定期的に開催される監査役協議会にも出席しました。長年に渡り、教育現場に携わった経験から、業務の改善の提案に力を入れました。また内部監査に同行し、内部監査部との連携を行いました。
監査役	中川 正茂	当事業年度の取締役会14回のうち9回に出席いたしました。また監査役協議会を定期的に行い監査役3者間の情報の共有をはかりました。広い知識と専門的見地から意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

当社は会計監査人を設置していないため該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、現時点では、当該内容の取締役会決議を行っておりませんが、現状の体制と運用状況をご説明致します。

当社は、会社法に基づく機関として取締役会の設置及び監査役を選任しております。当社の取締役会は、6名（うち、社外取締役1名）の取締役で構成されております。監査役出席の下、法令又は定款に定めるもののほか、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定時取締役会を月1回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

当社は、監査役制度を採用しており監査役は3名（うち、社外監査役2名）です。監査役監査規程及び監査役協議会規定に基づき、監査役の監査方針を定めております。監査役は取締役会の他、重要な会議への出席、毎月定期的に協議会を開催し、情報共有並びに調査結果の協議をすることにより、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。また内部監査室と緊密な連携を保ち、場合により実査に同行し、定期的な情報・意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室にて実施されます。専任担当者2名が内部監査業務を兼務しております。内部監査室は、翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき監査を実施します。それは全ての部門、店舗を対象としており、業務運営の効率性・合理性及び法令等の遵守について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として、社長へ報告しております。

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年3月期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、三王知行氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他1名であります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして事業経営にあたっております。このため、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、各期の業績を十分勘案した配当によって利益還元を行うことを基本方針としております。当社は配当性向の目標を、当期純利益の5%としておりますが、当事業年度の業績結果を勘案いたしましたところ、期末配当金につきましては1株当たり15円となります。

次期につきましては、期末配当を25円とし、年間配当は1株当たり25円となる予定としております。

	決定予定額	直近の配当予想 (2025年5月14日公表)	前期実績 (2024年3月期)	次期 (2026年3月期)
基準日	2025年3月31日	同左	2024年3月31日	2026年3月31日
1株当たり配当金	15円	同左	25円	25円
配当金総額	3百万円	—	5百万円	5百万円
効力発生日	2025年6月27日	—	2024年6月28日	—
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金	利益剰余金

(注) 本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產		流 動 負 債	1,632,849
現 金 及 び 預 金	467,471	買 掛 金	650,668
売 掛 金	483,540	短 期 借 入 金	230,000
商 品 及 び 製 品	387,553	1年以内返済予定長期借入金	279,836
仕 掛 品	28,174	リ 一 ス 債 務	47,220
原 材 料 及 び 貯 藏 品	6,869	未 払 金	111,135
前 払 費 用	53,680	未 払 費 用	135,434
未 収 還 付 法 人 税 等	1,390	未 払 消 費 税 等	11,333
預 け 金	67,531	前 受 金	243
そ の 他	10,168	預 り 金	116,365
貸 倒 引 当 金	△1,019	前 受 収 益	690
固 定 資 產	2,623,000	賞 与 引 当 金	23,750
有 形 固 定 資 產	1,675,704	契 約 負 債	21,807
建 物	1,056,651	資 產 除 去 債 務	3,500
構 築 物	47,673	そ の 他	863
車両 運 搬 具	0	固 定 負 債	2,182,215
器 具 及 び 備 品	177,885	長 期 借 入 金	1,982,738
土 地	331,010	長 期 未 払 金	48,187
リ 一 ス 資 產	62,482	リ 一 ス 債 務	60,192
無 形 固 定 資 產	25,440	資 產 除 去 債 務	14,401
ソ フ ト ウ ェ ア	1,440	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	71,697
リ 一 ス 資 產	24,000	そ の 他	5,000
投 資 そ の 他 の 資 產	921,856	負 債 合 計	3,815,065
投 資 有 価 証 券	16,496	(純 資 產 の 部)	
出 資 金	8,210	株 主 資 本	310,707
関 係 会 社 株 式	226,220	資 本 金	90,000
長 期 前 払 費 用	28,346	資 本 剰 余 金	30,000
敷 金 及 び 保 証 金	469,515	資 本 準 備 金	30,000
繰 延 税 金 資 產	68,179	利 益 剰 余 金	190,707
そ の 他	104,887	利 益 準 備 金	580
		そ の 他 利 益 剰 余 金	190,127
		別 途 積 立 金	5,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	185,127
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,587
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,587
		純 資 產 合 計	313,294
資 產 合 計	4,128,359	負 債 ・ 純 資 產 合 計	4,128,359

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
2025年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,616,575
売 上 原 価	11,751,461
売 上 総 利 益	2,865,114
販売費及び一般管理費	2,772,728
營 業 利 益	92,386
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	600
受 取 家 貸	4,992
保 險 解 約 益	2,154
業 務 委 託 収 入	1,600
リ サ イ ク ル 収 入	1,702
そ の 他	5,627
	16,678
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	30,797
支 払 手 数 料	1,643
そ の 他	672
	33,113
經 常 利 益	75,951
特 別 損 失	
減 損 損 失	67,235
税 引 前 当 期 純 利 益	8,715
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21,293
法 人 税 等 調 整 額	△16,612
当 期 純 利 益	4,034

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
 (2025年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剩余金		利益剩余金			別積立金	繰越利益 剩余金		
	資本準備金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金					
当期首残高	90,000	30,000	30,000	580	5,000	186,592	192,172	312,172	
当期変動額									
剰余金の配当						△5,500	△5,500	△5,500	
当期純利益						4,034	4,034	4,034	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,465	△1,465	△1,465	
当期末残高	90,000	30,000	30,000	580	5,000	185,127	190,707	310,707	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,142	2,142	314,315
当期変動額			
剰余金の配当			△5,500
当期純利益			4,034
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	444	444	444
当期変動額合計	444	444	△1,021
当期末残高	2,587	2,587	313,294

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産

外のもの直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品………売価還元法による低価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、仕掛品、原材料、………総平均法による原価法（貸借対照表価格は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6～34年

器 具 及 び 備 品 3～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産 …

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用… 均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金………従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金………役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売

① 小売事業

小売事業においては、主に食料品及び酒類の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。売上時に付与したポイントについては、顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として利用したときに売上高に振り替えております。

② その他の事業

その他の事業においては、主に飲食の提供及び酒類の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

5. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

6. (会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、造作撤去費用平均単価等の新たな情報を当連結会計年度末において入手したため、原状回復費用の見積りの変更を行っております。これによって、一部の原状回復費用の見積り額が、賃貸借契約に関連する敷金の額を上回ることとなり、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた従来の簡便的な取り扱いによる処理が認められなくなったため、当該店舗については当連結会計年度より原則的な取り扱いによる処理に変更しております。

この結果、資産除去債務は3,500千円増加しております。また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行う敷金について、将来の償却予定額が7,255千円増加しております。

なお、当該見積りの変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預 土 建	金 地 物	55,007千円 331,010千円 3,489千円
	計	389,507千円

(2) 担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金 長期借入金 計	51,996千円 413,842千円 465,838千円
-----------------------------	------------------------------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 947,575千円

3. 当座貸越契約

当座貸越極度額の総額 借入実行残高 差引額	610,000千円 230,000千円 380,000千円
-----------------------------	-------------------------------------

損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
業務スーパー住之江店 (大阪府大阪市)	店舗用設備等	建物、建物付属設備、構築物、器具及び備品、リース資産、長期前払費用、差入保証金	64,080
サンフェステ舞鶴店 (京都府舞鶴市)	店舗用設備等	建物付属設備、器具及び備品	2,894
サンフェステ本店 (京都府亀岡市)	店舗用設備等	車両運搬具	261

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグレーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

種類	減損損失（千円）
建物	40,574
器具及び備品	947
リース資産	12,070
長期前払費用	600
車両運搬具	261
差入保証金	12,782
合計	67,235

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零としております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 220,000株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,500	25.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,300	15.00	2025年3月31日	2025年6月27日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	81, 876千円
差入保証金償却	17, 237千円
賞与引当金	9, 459千円
役員退職慰労引当金	25, 373千円
その他	8, 438千円
繰延税金資産小計	142, 385千円
評価性引当額	△67, 402千円
繰延税金資産合計	74, 982千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1, 417千円
その他	△5, 386千円
繰延税金負債合計	△6, 803千円
繰延税金資産の純額	68, 179千円

リース取引に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、小売事業における店舗設備、冷凍・冷蔵ケース、POSシステム（器具及び備品）であります。

無形固定資産

店舗管理ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	16,496	16,496	—
(2) 敷金及び保証金（※3）	424,794	393,445	△31,348
(3) 投資その他の資産 （建設協力金）（※4）	5,625	5,409	△215
資産計	446,916	415,352	△31,563
(1) 長期借入金（※5）	2,262,574	2,261,938	△635
(2) リース債務（※6）	107,412	106,450	△962
(3) 長期末払金（※7）	70,632	67,259	△3,373
負債計	2,440,619	2,435,647	△4,971

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、及び「未払金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「（1）投資有価証券」に含まれておりません。当該金額商品の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
出資金	8,210

（※3）「貸借対照表計上額」については、最終的に回収が見込めない金額（資産除去債務の未償却残高）44,720千円を控除しております。

（※4）流動資産の「その他」に含めている建設協力金を含めております。

（※5）長期借入金は1年以内返済予定長期借入金を含めております。

（※6）リース債務は1年以内返済予定のリース債務を含めております。

（※7）長期末払金は1年以内支払予定の長期末払金を含めております。

（注1）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	467,471	—	—	—
売掛金	483,540	—	—	—
敷金及び保証金	208,008	108,043	57,488	51,252
建設協力金	2,250	3,375	—	—
合計	1,161,270	111,418	57,488	51,252

（注2）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	230,000	—	—	—	—	—
長期借入金	279,836	265,736	249,391	243,540	238,205	985,866
リース債務	47,220	29,820	12,311	5,374	5,472	7,212
長期末払金	22,445	8,339	8,339	8,339	8,339	14,827
合計	579,502	303,896	270,042	257,254	252,016	1,007,906

2. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16,496	—	—	16,496
資産計	16,496	—	—	16,496

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	393,445	—	393,445
投資その他の資産	—	5,409	—	5,409
のその他（建設協力金）	—			
資産計	—	398,855	—	398,855
長期借入金	—	2,172,837	—	2,172,837
リース債務	—	106,450	—	106,450
長期未払金	—	67,259	—	67,259
負債計	—	2,346,546	—	2,346,546

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金、投資その他の資産のその他（建設協力金）

契約ごとに分類した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース契約毎に分類した当該長期リース債務の元利金を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

割賦契約毎に分類した当該長期未払金の元利金を、割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者と の関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ミヤコフーズ 株式会社	(所有) 直接 100	債務被 保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注1)	202,700	—	—
			債務 保証	子会社の当 座貸越に対 する 債務保証 (注2)	50,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の銀行借入に対して、子会社であるミヤコフーズ株式会社より債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。なお、取引金額は、債務保証残高を記載しております。
 2. 子会社であるミヤコフーズ株式会社の当座貸越契約に対して、当社が債務保証を行っておりますが、保証料は受け取っておりません。なお、取引金額は、債務保証の極度額を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者と の関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	九里 亨	(被所有) 直接 3.45	債務被 保証	当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注1)	492,124	—	—
主要株主及びそ の近親者が議決 権の過半数を所 有している会社	株式会社 サンロイヤル	—	商品の 販売等	商品の販売 (注2)	20,666	売掛金	2,210

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は仕入債務について、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。取引金額は(株)神戸物産に対する当事業年度末日現在の対応する債務残高を記載しております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針は、一般の取引条件と同様に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,424円 6銭
1株当たり当期純利益	18円 34銭

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	小売事業			その他の事業			合計
	業務スーパー 一事業	酒類小売 販売事業	小計	酒類卸売 事業	飲食事業	小計	
一時点で移転 される財	13,483,121	739,029	14,222,151	27,478	366,946	394,424	14,616,575
顧客との契約 から生じる収 益	13,483,121	739,029	14,222,151	27,478	366,946	394,424	14,616,575
外部顧客への 売上高	13,483,121	739,029	14,222,151	27,478	366,946	394,424	14,616,575

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
売掛金	410,003
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	483,540
契約負債（期首残高）	25,342
契約負債（期末残高）	21,807

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

期末日後1年以内に約72%、残り約28%がその後1年以降に収益として認識されると見込んでおります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、それぞれの監査結果に基づき協議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監査役は、監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努め、毎月定期的に協議会を開催し、情報共有並びに調査結果の協議をして、監査を実施いたしました。具体的には、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況及び事業運営の状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所に赴き、業務および財産の状況を調査しました。さらに、2024年7月にミヤコフーズ株式会社を子会社化したため、子会社の取締役との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。なお、当社は金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査に準じる監査を委託しているひかり監査法人（以下「監査法人」という）と意思疎通及び情報交換を図り、監査法人の監査の実施状況について報告を受けるとともに、会社の会計処理及び表示等について意見を徵し、監査役の会計監査において参考にいたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備・運用状況は、事業報告に記載のとおりであり、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月26日

株式会社サンフェステ
監査役 岡野圭子

監査役 長谷川賢嗣

監査役 中川正茂

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社サンフェステ
代表取締役
社長 九里亨

2 議案および参考事項

第1号議案 第30期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類承認の件

第30期の計算書類につきましては、会社法第438条第2項の規定に基づき定時株主総会の承認を得る必要があることから、ご承認をお願いするものであります。本議案の内容は、前記3ページから24ページに記載の通りであります。

なお、取締役会といたしましては、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく表示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして事業経営にあたっております。このため、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、各期の業績を十分勘案した配当によって利益還元を行うことを基本方針としております。当社は配当性向の目標を、当期純利益の5%としておりますが、当期につきましては少額となってしまいますので、上場企業として最後の配当となりますため調整をし、1株当たり15円、支給総額330万円を期末配当とさせて頂きたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金15円00銭 総額 3,300,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第3号議案 取締役6名選任の件

(1)取締役6名は本総会終結をもって任期満了となります。取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお候補者としては現任の取締役6名です。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
九里亨 (1969年10月23日生)	1992年4月 1994年8月 1994年8月 1996年6月 2006年6月 2007年6月 2021年4月 2021年4月 2024年7月	(株)たけびし 入社 (株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 取締役就任 当社 専務取締役就任 当社 転籍 当社 内部監査部長就任 当社 取締役副社長就任 当社 代表取締役就任（現任）	7,600株
大西正浩 (1976年5月27日生)	2004年4月 2004年4月 2007年6月 2008年5月 2010年2月 2015年4月 2016年6月 2018年9月 2021年4月 2024年7月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 転籍 (株)黒澤楽器店 入社 当社 入社 当社 業務スーパー事業部長就任 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 当社 専務取締役就任（現任） 当社 管理部門管掌（現任）	2,000株
石橋覚 (1975年10月23日生)	1998年9月 1998年9月 2007年6月 2007年6月 2021年4月 2022年3月 2024年7月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 転籍 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任（現任） 当社 酒類事業部長就任（現任） 当社 業務スーパー事業部管掌（現任）	6,000株
谷龍一郎 (1973年1月4日生)	1998年4月 1998年4月 2002年6月 2006年6月 2007年6月 2020年6月 2021年4月 2024年7月 2024年7月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 当社 転籍 当社 取締役副社長就任 当社 代表取締役社長就任 当社 取締役（現任） ミヤコフーズ(株) 代表取締役（現任）	9,300株

石 原 督 司 (1973年5月8日生)	1992年4月	(株)三煌産業 入社	2,000株
	1999年4月	(株)サンフェステ 出向	
	2007年6月	当社 転籍	
	2019年1月	当社 執行役員飲食事業部長就任（現任）	
	2020年6月	当社 取締役就任（現任）	
堀 田 豊 和 (1961年7月30日生)	1985年4月	伏見信用金庫入庫	0株
	2001年4月	(株)エーシーイーインターナショナル入社	
	2006年1月	(株)山京入社	
	2008年11月	(株)北村鉄工所入社	
	2013年5月	社会福祉法人セヴァ福祉会入社	
	2015年4月	社会福祉法人あけぼの学園入社	
	2016年2月	弥栄電設工業(株)入社	
	2019年9月	(株)三煌産業入社	
	2023年4月	(株)ユニバーサル建設取締役就任（現任）	
	2024年6月	当社 社外取締役（現任）	

（注）取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はございません。

（2）社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

堀田豊和氏は長年に渡り、金融機関の分野や、その後に一般企業でのバックオフィスの経験から、内部統制の構築及び運用の徹底という点で大きな戦力になっていただけると考えております。また他の経営陣との独立性、客観的かつ中立的な立場で、適切な助言及び経営を行う事ができると判断しております。

第4号議案 上場廃止の件

（1）上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は2023年3月31日にTOKYO PRO Marketに上場し、知名度の向上、事業の拡大を推し進めることが出来ました。

2024年7月には東大阪に本社を置く惣菜製造販売事業を運営するミヤコフーズ株式会社を子会社化、また上場から2年間で、業務スーパー4店舗・コメダ珈琲店1店舗の新規出店をし、一定の成果を上げたと考えております。

しかしながら2025年5月14日に開示いたしました決算短信にもありますように、売上は伸びているものの、人件費・仕入原価・その他の販管費の高騰により、利益面において大変厳しい状況となっております。

今後も更なる事業の発展に尽力していく所存でございますが、このような状況を踏まえ当社としましては、非上場化したうえで上場維持費用の削減を以て迅速な業績回復と経営体制の再編を優先し、一般市場への上場を将来的な目標として足場を固めて参りたいと考えております。

（2）今後の日程

上場廃止申請書の提出日	2025年6月26日	（予定）
最終売買日	2025年7月30日	（予定）
上場廃止日	2025年7月31日	（予定）
登記申請日	2025年8月1日	（予定）

第5号議案 資本金の額の減少（減資）の件

(1) 資本金の額の減少の目的

今後当社における成長戦略を実現することを目的とする財務戦略の一環として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はありません。

(2) 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

2025年3月31日現在の資本金の額90,000,000円のうち40,000,000円を減少して、資本金の額を50,000,000円とします。

資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであり、資本金の減少額40,000,000円は、資本準備金に振り替えるものであります。

(3) 今後の日程

債権者異議申述公告日 2025年6月20日 (予定)

債権者異議申述最終期日 2025年7月22日 (予定)

効力発生日 2025年7月31日 (予定)

第6号議案 定款一部変更の件

第4号議案のとおり、上場廃止にあたり非公開化に向けて、また今後当社の組織改革・経営戦略として、定款の一部変更を行うものであります。

本議案による定款一部変更は、現行定款第11条（株主名簿管理人）の削除による変更を除き、第4号議案による上場廃止がなされることを条件として、令和7年8月4日付で効力を生じさせるものといたします。

また、現行定款第11条（株主名簿管理人）の削除による変更のみ、第4号議案による上場廃止がなされることを条件として、令和7年8月31日付で効力を生じさせるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、株式会社サンフェステと称し、英文ではSun Feste Corporationと表示する。	【現行どおり】
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	【現行どおり】

<p>(1)酒類の製造、卸及び販売業 (2)食品及び家庭用日用雑貨の卸 及び販売業 (3)経営コンサルタント業務 (4)不動産賃貸業 (5)飲食店業 (6)前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を京都府 亀岡市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当会社は、株主総会お び取締役のほか、次の機関を置 く。 (1) 取締役会 (2) 監査役</p> <p>(公告の方法) 第5条 当会社の公告方法は、電 子公告による方法とする。ただ し、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をす ることができない場合は、<u>日本經 済新聞</u>に掲載してする。</p>	<p>【現行どおり】</p> <p>【現行どおり】</p> <p>(公告の方法) 第5条 当会社の公告方法は、電 子公告による方法とする。ただ し、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告をす ることができない場合は、<u>官報</u>に 掲載してする。</p>
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総 数は、<u>260,000</u>株とする。</p> <p>【新設】</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総 数は、<u>100万</u>株とする。</p> <p>(株式の譲渡制限) 第7条 当会社の株式を譲渡によ り取得するには、<u>取締役会の承認</u> を受けなければならない。</p>
<p>(自己株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第16 5条第2項の規定により、取締役 会の決議によって同条第1項に定 める市場取引等により自己の株式 を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有 する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使する</p>	<p>第8条 【現行どおり】</p> <p>第9条 【現行どおり】</p> <p>第10条 【現行どおり】</p>

<p>ことができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4)次条に定める請求をする権利</p>	
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</p>	<p>第<u>11条</u> 【現行どおり】</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>【現行どおり】</p>

<p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>【現行どおり】</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を使用することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>【現行どおり】</p>

<p>もって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によつて、取締役会長、代表取締役各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>【現行どおり】</p> <p>【現行どおり】</p> <p>【現行どおり】</p> <p>【現行どおり】</p> <p>【現行どおり】</p> <p>【現行どおり】</p>
---	---

<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）の総額は年2億円以内とし、個々の具体的な金額は取締役会の決定によって定める。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<h2>第5章 監査役</h2>	
<p>(監査役の員数) 第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(補欠監査役の予選の効力) 第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>【現行どおり】</p>

<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、総額年2千万円以内とし、個々の具体的な金額は監査役協議会での協議によって定める。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<h2>第6章 計 算</h2> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>【現行どおり】</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>【現行どおり】</p>

〈メモ欄〉

